

9 経済上の連携に関する日本国とタイ王国との間の協定 (日・タイ経済連携協定(抄))

署名 二〇〇七年四月三日
効力発生 二〇〇七年一月一日
日本国 二〇〇七年六月十三日国会承認、一〇月二二日公文交換、一〇月二二日公布条約第一四号)

前文(略)

第一章 総則

第一条(目的) この協定の目的は、次のとおりとする。

- (a) 両締約国間の物品及びサービスの貿易を自由化し、及び円滑化すること。
- (b) 両締約国間の貿易取引文書の電子化を実現し、及び促進すること。
- (c) 製品又は工程の適合性評価手続の結果の相互承認を円滑化すること。
- (d) 投資を奨励し、及び促進し、並びに両締約国における投資財産及び投資活動の保護を確保すること。
- (e) 自然人の移動を円滑化すること。
- (f) 両締約国間の貿易及び投資を促進するため、知的財産の十分に効果的かつ無差別的な保護を確保し、及び強化すること。
- (g) 政府調達分野における両締約国の相互の利益のための協力を強化すること。
- (h) 公正かつ自由な競争を反競争的行為の禁止によって促進し、及び公正かつ自由な競争の分野において協力をすること。
- (i) 両締約国間の更なる協力のための枠組みを設定

すること。
(j) この協定の対象となる事項に関する法令の実施における透明性を促進すること。

第二条(一般的定義)(略)

第三条(透明性) 1 各締約国は、この協定の実施及び運用に影響を及ぼす自国の法令、行政上の手続並びに一般に適用される行政上の決定及び司法上の決定を速やかに公表し、又は公に利用可能なものとし、並びにこの協定の実施及び運用に影響を及ぼす自国が締結している国際協定を可能な範囲内で速やかに公表し、又は公に利用可能なものとする。(2) 14、略

第四条(公衆による意見提出の手続) 各締約国政府は、緊急の場合又は軽微な場合を除くほか、自国の法令に従い、この協定の対象となる事項に影響を及ぼす一般に適用される規制を設定し、改正し、又は廃止する前に、公衆による意見提出のための合理的な機会を与えるよう努める。

第五条(行政上の措置に関連する手続)(略)

第六条(審査及び上訴) 1 各締約国は、この協定の対象となる事項に関する行政上の行為について、速やかな審査及び正当な理由がある場合にはその是正が行われるために、司法裁判所若しくは行政裁判所又は訴訟手続は、公平なものでなければならず、また行政上の実施に責任を有する当局から独立していなければならない。(2、3、略)

第七条(腐敗行為の防止に関する措置) 各締約国は、

自国の法令に従い、この協定の対象となる事項に関する腐敗行為であつて、自国の公務員によるものを防止し、及びこれと戦うための措置がとられ、及び努力が払われることを確保する。

第八条(秘密の情報) 1 この協定に別段の定めがある

場合を除くほか、この協定のいかなる規定も、締約国に対し、秘密の情報であつて、その開示が、法令

の実施を妨げ、その他公共の利益に反することとなり、又は公私の特定の企業の正当な商業上の利益を害することとなるものの提供を要求するものと解してはならない。

2 一方の締約国は、自国の法令に従い、他方の締約国との協定に従つて秘密のものとして提供した情報の秘密性を保持する。

第九条(租税)(略)

第一〇条(一般的例外及び安全保障のための例外) 1 次章から第四章まで及び第八章第一〇三条を除く。の規定の適用上、一九九四年のガット第二〇条及び第二一条の規定を準用する。

2 第七章から第九章まで(第一〇三条を除く。)の規定の適用上、サービス貿易一般協定第一四条及び第一一条の二の規定を準用する。

第一一条(他の協定との関係) 1 両締約国は、世界貿易機関設立協定又は両締約国が締結しているその他の協定に基づく権利及び義務を再確認する。

2 この協定と世界貿易機関設立協定とが抵触する場合には、その抵触の限りにおいて、世界貿易機関設立協定が優先する。

第二一条(実施取極)(略)

第二三条(合同委員会) 1 この協定に基づき、両締約国政府の代表者で構成する合同委員会を設置する。

2 合同委員会は、次の事項を任務とする。

- (a) この協定の実施及び運用について見直しを行い、必要な場合には両締約国に対し適当な勧告を行うこと。
- (b) この協定の改正について検討し、及び両締約国に勧告すること。
- (c) この協定に基づいて設置されるすべての小委員会の作業を監督し、及び調整すること。
- (d) 次のものを採択すること。

(ii) (i) 第二四条に規定する運用上の手続規則
必要な決定

(e) 両締約国が合意するその他の任務を遂行すること。

3 合同委員会は、両締約国が階級で合同委員会を開催することに合意する場合を除くほか、次官又はこれと同等の地位以上の日本国政府の職員及び副次官又はこれと同等の地位以上のタイ王国政府の職員をその共同議長とする。

(b) 合同委員会は、小委員会を設置し、自己の任務の遂行を委任することができる。

(c) 合同委員会は、自己の任務を遂行するため、両締約国が合意するその他の措置をとることができ

4 合同委員会は、両締約国が別段の合意をする場合を除くほか、日本国及びタイ王国(以下「タイ」という)において交互に開催する。

第一四条(両締約国間の連絡(略))

第二章 物品の貿易

第二〇条 農産品(略)

第二〇条 農産品に関する輸出補助金(いずれの締約国も、世界貿易機関設立協定附属書 A 農業に関する協定(その改正を含む)(以下「この章において、農業協定」という))に従って、農業協定附属書一に掲げる農産品について、いかなる輸出補助金も新設し、又は維持してはならない。

第二一条 非関税措置 1 この協定に別段の定めがある場合を除くほか、一方の締約国は、他方の締約国の製品の輸入について又は他方の締約国に仕向けられる製品の輸出若しくは輸出のための販売について、世界貿易機関設立協定に基づく義務に適合しないいかなる非関税措置も新設し、又は維持してはならない。

2 各締約国は、1の規定において認められた自国の非関税措置の透明性を確保するとともに、それに関する世界貿易機関設立協定に基づく義務の完全な遵

守を確保する。

第二二条(二国間セーフガード措置) 1 一方の締約国

は、第二一条の規定に従って他方の締約国の原産品の関税を撤廃し、又は引き下げた結果として、当該原産品が増加した数量(絶対量であるか国内生産量に比較しての相対量であるかを問わない)で自国に輸入されている場合において、当該増加した数量が自国の国内産業に対する重大な損害又は重大な損害のおそれを引き起こす原因となっているときは、当該国内産業に対する重大な損害を防止し、又は救済し、かつ、当該国内産業の調整を容易にするために必要な最小限の範囲において、二国間セーフガード措置として次のいずれかの措置をとることができ

(a) この章の規定に基づく関税の段階的な引下げの対象となる当該原産品の関税の更なる引下げを停止すること。

(b) 次の税率のうちいずれか低い方を超えない水準まで当該原産品の関税を引き上げること。

(i) 二国間セーフガード措置をとる時点における実行最惠国税率

(ii) この協定の効力発生の日の前日における実行最惠国税率

2 (a) セーフガードは、世界貿易機関設立協定附属書一 A 下のこの章において「セーフガード協定」という。第三條及び第四條 2 の規定に従い、自国の権限のある当局が調査を行った後においてのみ二国間セーフガード措置をとることができ、このため、セーフガード協定第三條及び第四條 2 の規定は、必要なら変更を加えた上で、この協定に組み込まれ、この協定の一部を成す。

(b) (a)に規定する調査については、特別な場合を除くほか、その開始の日の後一年以内に完了させなければならない。この場合においても、

3 その開始の日の後一八箇月を超えてはならない。次の条件及び制限は、二国間セーフガード措置について適用する。

(a) 一方の締約国は、次の場合には、他方の締約国に対し直ちに書面による通報を行う。

(i) 重大な損害又は重大な損害のおそれ及びこれら理由に関する 2(a)に規定する調査を開始する場合

(ii) 他方の締約国の原産品の輸入の増加により引かれ認定された重大な損害又は重大な損害のおそれの認定を行う場合

(iii) 二国間セーフガード措置をとる、又は延長する決定を行う場合

(b) 第八條の規定に従うことを条件として、(a)に規定する書面による通報を行う締約国は、すべての関連する情報を他方の締約国に提供する。この情報には、次のものを含める。

(i) (a)(i)の場合における書面による通報については、調査の開始の理由、調査の対象となる他方の締約国の原産品の正確な説明及び当該原産品が分類される統一システムに基づく関税分類並びに調査の開始の日付

(ii) (a)(ii)及び(iii)の場合における書面による通報については、他方の締約国の原産品の輸入の増加により引き起こされた重大な損害又は重大な損害のおそれがあることについての証拠とする二国間セーフガード措置の対象となる他方の締約国の原産品の正確な説明及び当該原産品が分類される統一システムに基づく関税分類、当該二国間セーフガード措置を導き出すに当該二国間セーフガード措置を導入しようとする日付及び予定適用期間

(c) 二国間セーフガード措置をとり、又は延長しようとする締約国は、2(a)に規定する調査から得られる情報を検討し、及び当該二国間セーフ

ガード措置に関し意見を交換するため、他方の締約国と事前の協議を行うための十分な機会を確保する。

(d) 二国間セーフガード措置は、重大な損害を防止し、又は救済し、かつ、調整を容易にするために必要な限度及び期間を超えて維持されてはならない。また、その適用期間は、三年を超えてはならない。二国間セーフガード措置は、この条に定める条件が満たされる場合には、一回につき二年を限度として延長することができる。ただし、二国間セーフガード措置の適用期間の合計は、その延長の期間を含めて、五年を超えるものであってはならない。二国間セーフガード措置の予定適用期間が一年を超える場合において、調整を容易にするため、当該二国間セーフガード措置をとっている締約国は、その適用期間中一定の間隔で当該二国間セーフガード措置を漸進的に緩和する。

(e) 二国間セーフガード措置の対象とされた他方の締約国の原産品の輸入については、当該二国間セーフガード措置がとられた期間と等しい期間又は一年のうちいずれか長い期間が経過するまで、二国間セーフガード措置を再度とってはならない。

(f) 他方の締約国の原産品に対する二国間セーフガード措置の適用期間の終了後における当該原産品に対する関税率は、当該二国間セーフガード措置がとられなかったとしたならば適用したであろう税率とする。

4 (a) 二国間セーフガード措置をとり、又は延長する締約国は、当該二国間セーフガード措置をとり、又は延長した後、遅滞なく、かつ、三〇日以内に、他方の締約国に対し、当該二国間セーフガード措置と実質的に等価の対応を講ずる貿易上の補償の適切な方法について協議を行うための十分な機会を確保する。

(b) 両締約国が(a)に規定する協議の開始の後三〇日

以内に補償について合意することができない場合には、その原産品について当該二国間セーフガード措置がとられる締約国は、この協定に基づく譲許であつて、当該二国間セーフガード措置と実質的に等価のもの適用を停止することができる。当該締約国は、実質的に同等の効果を達成するために必要な最小限度の、かつ、当該二国間セーフガード措置が適用されている期間に限り、譲許の適用を停止することができる。

(c) (b)に定める譲許の適用を停止する権利を行使する締約国は、少なくとも当該譲許の適用を停止する三〇日前に、他方の締約国に対し書面による通報を行う。

(d) (b)に定める譲許の適用を停止する権利は、当該二国間セーフガード措置が輸入の絶対量の増加の結果としてとられたものであり、かつ、当該二国間セーフガード措置がこの条の規定に適合する場合には、当該二国間セーフガード措置がとられている最初の二年間については、行使されてはならない。

5 各締約国は、二国間セーフガード措置に関する法令の運用が、一貫した、公平な、かつ、合理的なものであることを確保する。

6 各締約国は、二国間セーフガード措置に関し、公平な、時宜を得た、透明性のある、かつ、効果的な手続を採用し、又は維持する。

7 (a) 遅延すれば回復し難い損害を引き起こすような危機的な事態が存在する場合には、一方の締約国は、第一八条の規定に従つて関税を撤廃し、又は引き下げた結果として他方の締約国の原産品の輸入の増加が国内産業に対する重大な損害を引き起こしているか又は引き起こすおそれがあることについて明白な証拠があるという仮の決定に基づき、1(a)又は1(b)に規定する措置の形態をとる。暫定的な二国間セーフガード措置をとることができる。

(b) 一方の締約国は、暫定的な二国間セーフガード措置をとる前に、他方の締約国に対し書面により通報する。暫定的な二国間セーフガード措置の適用については、これがとられた後速やかに両締約国間の協議を開始する。

(c) 暫定的な二国間セーフガード措置の期間は、二〇日を超えてはならない。その期間中、2に定める関連する要件が満たされるものとする。暫定的な二国間セーフガード措置の期間は、3(d)に規定する期間に算入される。

(d) 3(f)、5及び6の規定は、暫定的な二国間セーフガード措置について準用する。暫定的な二国間セーフガード措置の結果として徴収された追加的な関税は、その後行われる2(a)に規定する調査により他方の締約国の原産品の輸入の増加が国内産業に対する重大な損害を引き起こしているか又は引き起こすおそれがあると決定されない場合には、速やかに払い戻される。

8 3(a)、4(c)及び7(b)に規定する書面による通報は、英語により行う。

9 各締約国は、一九九四年のガット第一九条の規定セーフガード協定及び農業協定第五条の規定に基づく自国の権利及び義務を留保する。

10 両締約国は、この協定の効力発生の日から一五年を経過した後、必要に応じ、この条の規定について見直しを行う。

第二三条 国際収支の擁護のための制限 (略)

第二四条 運用上の手続規則

第二五条 物品の貿易に関する小委員会 1 この章の規定を効果的に実施し、及び運用するため、第一三条の規定に従つて、物品の貿易に関する小委員会以下この条において「小委員会」という。を設置する。

2 小委員会は、次の事項を任務とする。

(a) この章の規定の実施及び運用について見直しを行うこと。

(b) 合同委員会に対し小委員会の所見を報告すること。

(c) 合同委員会が第一三条の規定に基づいて委任するその他の任務を遂行すること。

3 小委員会は、両締約国政府の代表者から成るものとし、また、両締約国政府以外の関係団体の代表者であつて討議される問題に関連する必要な専門知識を有するものを招聘することができる。

第二六条(見直し) 両締約国は、附属書一(表(関税の撤廃又は引下げに関する約束及び交渉に関する約束の対象から除外される原産品を含む))を含むこの協定の規定についての一般的な見直しを、この協定が効力を生ずる年の後一〇年目の年又は両締約国が合意する場合にはそれ以前に行う。両締約国は、合意する場合には、当該一般的な見直しの結果を踏まえて、当該一般的な見直しの間に交渉の対象としてとした原産品に関する関税の撤廃又は引下げの可能性についての交渉を開始することができる。

第三章 原産地規則

第二七条(定義)

第二八条(原産品) (略)

第二九条—第三八条

第三九条(関税上の特恵待遇の要求) 1 輸入締約国は、関税上の特恵待遇を要求する輸入者に対して、輸出締約国の原産品についての原産地証明書の提出を要求する。(2、3、略)

第四〇条(原産地証明書) 1 前条1に規定する原産地証明書は、輸出者又は権限を与えられた代理人によつて行われる書面による申請に基づき、輸出締約国の権限のある政府当局が発給する。当該原産地証明書には、附属書三に定める事項についての記載を必ず含めるものとする。(2—10、略)

第四一条—第四九条(略)

第四章 税関手続

第五〇条—第五六条(略)

第五章 貿易取引文書の電子化

第五七条—第六一条(略)

第六章 相互承認

第六二条(一般的義務) 1 一方の締約国は、この章の規定に従い、他方の締約国において製造され、及び他方の締約国から自国に輸入される製品に關し、適合性評価手続について定める自国の制度に他方の締約国の適合性評価機関が参加することを認め、並びに附属書四に特定する自国の関係法令及び運用規則によつて要求される適合性評価手続であつて、自国の登録当局又は指定当局による登録又は指定を受けた他方の締約国の適合性評価機関が実施するもの(結果(適合性の証明書を含む))を受け入れる。

2 適合性の表示を使用するために1に規定する適合性の証明書に加えて締約国によつて許可書が必要とされる場合には、そのような許可書については、その申請が提出されたときは、1に基づく義務を回避するための手段として用いられないよう遅滞なく発給する。

第六三条—第六七条(略)

第六八条(一般的例外) この章のいかなる規定も、締約国が健康若しくは安全の保護、環境の保全又は詐欺的な行為の防止のために適当と認める措置をとる権限を制限するものと解してはならない。

第六九条—第七〇条(略)

第七章 サービスの貿易

第七一条(一般原則) この章の一般原則は、次のとおりとす。

(a) サービス貿易一般協定の前文第三段落及び第五

条の規定に従つて、両締約国間のサービスの貿易を自由化すること。

(b) 両締約国がサービス及びサービス提供者の効率性、競争力及び多様性を向上させるための枠組みを提供すること。

第七二条(適用範囲) 1 この章の規定は、サービスの貿易の影響を及ぼす締約国の措置について適用する。

2 この章の規定は、次のものについては適用しない。

(a) 航空運送サービスに關し、運輸権(いかなる方法で与えられるものであるかを問わない)に影響を及ぼす措置又は運輸権の行使に直接関係するサービスに影響を及ぼす措置。ただし、次に掲げる事項に影響を及ぼすものを除く。

(i) 航空機の修理及び保守のサービス

(ii) 航空運送サービスの販売及びマーケティング

(iii) コンピュータ予約システムのサービス

(c)(b) 海上運送サービスのうち内航海運に係るもの

(c) 締約国若しくは公的企業が交付する補助金又はこれらが行う贈与(公的に支援される借款、保証、保険及び当該補助金又は贈与を受け、又は受け続ける場合に付されるあらゆる条件を含む)

(d) 出入国管理に関する法令に基づく措置

(e) 締約国の雇用市場への進出を求める自然人に影響を及ぼす措置及び永続的な市民権、居住又は雇

用に關する措置

(f) 政府調達に係るもの

(3、4、略)

第七三条(略)

第七九条(略)

第八〇条(国内規制) 1 各締約国は、特定の約束を行つた分野において、一般に適用されるすべての措置であつてサービスの貿易に影響を及ぼすものが合理的、客観的かつ公平な態様で実施されることを確保する。

2 各締約国は、サービスの貿易に影響を及ぼす行政上の決定について、司法裁判所、仲裁裁判所若しく

は行政裁判所又はそれらの訴訟手続であつて、当該影響を受けた他方の締約国のサービスマスター提供者の要請に応じて速やかにこれを審査し、及び正当とされる場合には適当な救済を与えるものを維持し、又は実行可能な限り速やかに設定する。締約国は、そのような訴訟手続が行政上の決定について責任を有する当局から独立したものである場合には、当該訴訟手続が客観的かつ公平な審査を実施に認めるものであることを確保する。

3 2の規定は、締約国に対し、その憲法上の構造又は法制の性質に反するような裁判所又は訴訟手続の設定を要求するものと解してはならない。

4 締約国の権限のある当局は、特定の約束が行われたサービスマスター提供のために許可が必要な場合には自国の国内法令に基づき完全であると認められる申請が提出された後合理的な期間内に、当該申請に関する決定を申請者に通知する。締約国の権限のある当局は、申請者の要請に応じ、当該申請の処理状況に関する情報を不当に遅滞することなく提供する。

5 締約国は、特定の約束に係る表において特定する条件及び制限に従つて条件として特定の約束を行った分野において、次のいずれかの態様により当該特定の約束を無効にし、又は侵害する免許要件、資格要件及び技術上の基準を適用しない。

- (a) 客観的な、かつ、透明性を有する基準（サービスマスター提供を有する能力等）に基づくこと。
- (ii) サーマスターサービスの質を確保するために必要である以上十分に大きな負担とならないこと。
- (iii) 免許の手続については、それ自身がサービスマスター提供に対する制限とならないこと。

(b) 当該分野において特定の約束が行われた時に、当該締約国について合理的に予想され得なかつた態様

6 締約国は、自国の特定の約束に係る表において特

定の約束の対象となつていない分野において、免許要件、資格要件及び技術上の基準が5(a)に規定する基準に可能な限り適合することを確保するよう努める。

7 締約国が5の規定に基づく義務を遵守しているかどうかを決定するに当たり、当該締約国について適用される関係国際機関の国際的基準を考慮する。（注釈略）

第八一条（相互承認）（略）

第八二条（透明性）（略）

第八三条（独占及び非独占的サービスマスター提供者） 各締約国は、その区域内の独占的なサービスマスター提供者が関連する市場において独占的なサービスマスター提供することに当たり自国の特定の約束に反する態様で活動しないことを確保する。（2-14 略）

第八四条（セーフガード措置）（略）

第八五条（支払及び資金の移転）（略）

第八六条（国際収支の擁護のための制限）（略）

第八七条（利益の否認） 1 一方の締約国は、企業である他方の締約国のサービスマスター提供者が第三国の者によつて所有され、又は支配されていると認めるときは、事前の通報及び協議を行うことを条件として、当該他方の締約国のサービスマスター提供者に対し、この章の規定による利益を否認することができる。

2 一方の締約国は、企業である他方の締約国のサービスマスター提供者が第三国の者によつて所有され、又は支配されており、かつ、次のいずれかの場合に該当すると認めるときは、当該他方の締約国のサービスマスター提供者に対し、この章の規定による利益を否認することができる。

- (a) 当該一方の締約国が当該第三国と外交関係を有していない場合
- (b) 当該第三国に関する措置であつて、当該企業との取引を禁止するもの又は当該企業に対してこの章の規定による利益を与えることにより当該措置

に違反し、若しくは当該措置を阻害することとなるものを当該一方の締約国が採用し、又は維持する場合

第八八条（サービスマスター貿易に関する小委員会）（略）

第八九条（見直し）（略）

第八章 投資

第九〇条（適用範囲） 1 この章の規定は、一方の締約国による次のものに関する措置について適用する。

- (a) 他方の締約国の投資家
- (b) 当該一方の締約国の区域内にある他方の締約国の投資家の投資財産
- (c) 第一二一条の規定の適用の対象となるすべての投資財産であつて、当該一方の締約国の区域内にあるもの

2 この章のいかなる規定も、出入国管理に関する法令に基づく措置に関して締約国に義務を課するものではない。

3 この章の規定は、一方の締約国による措置であつて、サービスマスター分野における他方の締約国の投資家及びその投資財産に関するものについては、適用しない。

4 3の規定にかかわらず、

- (a) 投資財産の経営、管理、運営、維持、使用、享有、売却その他の処分に関し、第九四条から第九六条まで、第一〇〇条、第一〇二条、第一〇三条、第一〇五条から第一〇七条まで及び第一〇九条から第一一二条までの規定は、一方の締約国による措置であつて、サービスマスター分野（金融サービスマスター分野を除く）における他方の締約国の投資家及びその投資財産に関するものについて適用する。
- (b) 投資財産の経営、管理、運営、維持、使用、享有、売却その他の処分に関し、第九四条、第一〇二条、第一〇三条、第一〇五条、第一〇九条及び第一一二条の規定は、一方の締約国による措置で

あつて、金融サービス分野における他方の締約国の投資家及びその投資財産に関するものについて適用する。

注釈 1 この(b)の規定の適用上、第一〇二条の規定に基づき補償がある場合には、その額は、影響を受ける金融サービスを提供する企業の資産額と偶発債務を含む負債額との差から計算される純資産額を超えてはならない。

注釈 2 この(b)に規定する投資財産は、この章における投資財産の定義に該当するものうち、持分、再投資収益及び借入資本である永久債務に限る。

5 第九三条及び第九六条の規定は、世界貿易機関設立協定附属書 1C 知的所有権の貿易関連の側面に関する協定(その改正を含む。)(以下「貿易関連知的所有権協定」という。)、第三條又は第四條の規定に基づく義務の例外又は特別の取扱い(貿易関連知的所有権協定第三條から第五條までに明示的に規定するもの)の対象となるいかなる措置についても、適用しない。

6 この章の規定は、政府機関が政府用として購入する物品及びサービスの調達(商業の再販売を行うこと)又は商業的販売のための物品の生産若しくはサービスの提供に利用することを目的として購入するものを除く。)を規律する法令又は手続及び慣行については、適用しない。

第九一条 定義

第九二条 この章の規定の遵守)

第九三条 (内国民待遇)

第九四條 裁判所の裁判を受ける権利)

第九五條 待遇に関する最低限度の基準

は、他方の締約国の投資家の投資財産に対し、国際法に基づく待遇(公正かつ衡平な待遇並びに十分な保護及び保障を含む。)を与える。

注釈 1 この章の規定は、他方の締約国の投資家の投資財産に与えられるべき待遇に関する最低限度の基

(略)

準として、外国人の待遇に関する国際慣習法上の最低基準を用いることについて定めたものである。「公正かつ衡平な待遇」及び「十分な保護及び保障」の概念は、外国人の待遇に関する国際慣習法上の最低基準が要求する待遇以上の待遇を与えることを求めるものではなく、かつ、追加の実質的な権利を創設するものではない。この協定の他の規定又は他の国際協定に対する違反があつた旨の決定が行われることは、この条の規定に対する違反があつたことを証明するものではない。

第九六條 (第一〇一条略)

第一〇二条(取用及び補償) 1 いずれの締約国も、自国の区域内にある他方の締約国の投資家の投資財産の取用若しくは国有化又はこれに対する取用若しくは国有化と同等の措置(以下この章において「取用」という。)を実施してはならない。ただし、(a)公共の目的のためのものであり、(b)差別的なものでなく、(c)正当な法的手続に従つてとられるものであり、かつ、(d)迅速、適当かつ実効的な補償の支払を伴つものである場合を除く。

2 補償は、取用が公表された時又は取用が行われた時のいずれか早い方の際における取用された投資財産の公正な市場価格に相当するものでなければならぬ。公正な市場価格には、取用が事前に公に知られることにより生じた市場価格の変化を反映させてはならない。

3 補償については、遅滞なく支払うものとし、取用を行う締約国の法令に従つて妥当な利子を付する。当該補償については、実際に換出し、自由利用可能通貨によつて自由に移転し、並びに取用が行われた日の市場における為替相場により関係の投資家の締約国の通貨及び自由利用可能通貨に自由に交換することができるものとする。

4 取用の影響を受ける投資家は、当該投資家の事案及び補償の額に関し、この条に定める原則に従つて

速やかな審査を受けるため、取用を行う締約国の裁判所の裁判を受け、又はその行政機関に対して申立てをする権利を有する。

第一〇三条 争乱からの保護)
第一〇四條 資金の移転)
第一〇五條 (代位) (略)

第一〇六條(一方の締約国と他方の締約国の投資家との間の投資紛争の解決) 1 この章の規定の適用上、「投資紛争」とは、一方の締約国と他方の締約国によるこの章の規定に基づく義務の違反の疑いによる理由とする又はその違反の疑いから生ずる損失又は損害を当該他方の締約国の投資家が被つたことについての請求に係るものをいう。

2 投資紛争が生じた場合には、当該投資紛争は、可能な限り、当該投資紛争の両当事者間の友好的な協議により解決する。

3 投資紛争が投資家から書面による協議の要請のあつた日から六箇月以内に友好的な協議により解決されない場合において、当該投資家が解決のため当該投資紛争の当事者である締約国の法律に従い司法裁判所又は行政裁判所に当該投資紛争を付託しなかつたときは、当該投資家は、当該投資紛争を次のいずれかの国際的な調停又は仲裁に付託することができる。

(a) 一九六五年三月一八日にワシントンで作成された国家と他の国家の国民との間の投資紛争の解決に関する条約(その改正を含む。)(以下この条において「ICSID条約」という。))の規定による調停又は仲裁。ただし、両締約国がICSID条約を締結していることを条件とする。

(b) 投資紛争解決国際センターに係る追加的な制度についての規則(その改正を含む。))に基づく調停又は仲裁。ただし、いずれかの締約国がICSID条約を締結していないことを条件とする。

(c) 一九七六年四月二八日に国際連合国際商取引法委員会によって採択された国際連合国際商取引法委員会の仲裁規則(その改正を含む)に基づく仲裁

個々の請求に關しこの3の規定に基づき投資紛争をいづれかの仲裁に付託する権利を行使する場合に、この3に規定する他の紛争解決手続及び当該投資紛争の当事者である締約国の法律に従つた司法裁判所又は行政裁判所における手続は、排除されたものとみなされる。ただし、仲裁手続が当該投資紛争の実体的な事項について最終的な裁定が下される前に終了した場合は、この限りでない。

4 適用される仲裁規則は、この条の規定によつて修正される部分を除くほか、この条の規定に基づく仲裁を規律する。

5 3の規定に従い投資紛争を付託しようとする当該投資紛争の当事者である投資家は、当該投資紛争の当事者である締約国に対し、付託の要請が行われる少なくとも九十日前に書面によりその旨の通報を行う。この通報には、次の事項を明記する。

- (a) 当該投資家の氏名又は名称及び住所
- (b) 問題となる当該締約国の特定の措置並びに問題の所在を明確にする上で十分な事実及び法的根拠の簡潔な要約(この章のいづれの規定について違反があったとされるかについての特定を含む)。
- (c) 3に規定する紛争解決手続のうち当該投資家が選択しようとするもの

6 各締約国は、投資紛争がこの条の規定により国際的な調停又は仲裁に付託されることに同意する。ただし、投資紛争の当事者である投資家がその主張する損失又は損害が生じたことを知つた日又は知るべきであつた日のいづれか早い方の日から二年の期間が経過した場合は、この限りでない。

7 3の規定は、投資紛争の当事者である投資家が、投資紛争の当事者である締約国の法律に従い司法裁

判所又は行政裁判所において暫定的な差止めによる救済、損害賠償の支払を伴わないものに限る)を申請して、又はその申立てに係る手続を継続することを妨げるものではない。ただし、仲裁が行われている間に当該投資家の権利及び利益を保全することのみに目的として申立てを行うことを条件とする。

8 仲裁裁判所は、投資紛争の当事者である投資家及び投資紛争の当事者である締約国(以下この条において「両紛争当事者」という)が別段の合意をする場合を除くほか、各紛争当事者が任命する各一人の仲裁人及び両紛争当事者の合意により任命されて仲裁人となる第三の仲裁人から成る三人の仲裁人によつて構成する。投資紛争が仲裁に付託された日から七五日以内に投資紛争の当事者である投資家又は投資紛争の当事者である締約国が仲裁人を任命しなかつた場合には、投資紛争解決国際センターの事務局長が、両紛争当事者のいづれか一方の要請に基づき、まだ任命されていない一人又は二人以上の仲裁人を9及び10に規定する条件に従い、自己の裁量によつて任命する。

9 第三の仲裁人は、両紛争当事者が別段の合意をする場合を除くほか、投資紛争の当事者である投資家と同じ国籍の者、投資紛争の当事者である締約国の国民、いづれかの締約国の区域内に日常の住居を有する者又は任命の際に両紛争当事者のいづれか一方によつて雇用されている者であつてはならない。

10 各紛争当事者は、それぞれ、任命される仲裁人の国籍として受け入れられぬ国籍を三を上限として指定することができる。この場合において、投資紛争解決国際センターの事務局長は、両紛争当事者のいづれか一方によつて指定された国籍の者を仲裁人に任命することができない。

11 この条の規定に基づく仲裁は、一九五八年六月一日にニューヨークで作成された外国仲裁判断の承認及び執行に関する条約(その改正を含む)を締

結している国において行う。
12 仲裁裁判所は、投資紛争の当事者である締約国に対して最終的な裁定を下す場合には、次の(a)若しくは(b)のいづれか又はこれらの組合せについてのみ裁定を下すことができる。

- (a) 損害賠償金及び適当な利子の支払
- (b) 原状回復。この場合の裁定においては、投資紛争の当事者である締約国が原状回復に代えて損害賠償金及び適当な利子を支払うことができることを定めるものとする。

仲裁裁判所は、仲裁に係る費用についても、適用する仲裁規則に従つて裁定を下すことができる。
13 この条の規定に従つて下される裁定は、最終的なものであり、かつ、両紛争当事者を拘束する。投資紛争の当事者である締約国は、当該裁定を遅滞なく実施し、及び自国の区域内において関係法令に従い当該裁定の執行を行う。

14 締約国は、この条の規定に基づく仲裁において、拒否、反対請求若しくは相殺として、又はその他の目的のために、投資紛争の当事者である投資家が、保険契約又は保証契約に基づいて、申し立てられた損害の全部又は一部に対するてん補その他の補償を既に受領し、又は将来受領する旨を主張してはならない。

15 この条の規定は、次の投資紛争については、適用しない。
(a) この協定の効力発生前に生じた事態に起因し、又はこの協定の効力発生前に既に解決されている投資紛争

- (b) 投資紛争
- (c) 投資財産の経営、管理、運営、維持、使用、享有、売却その他の処分に関する措置以外の措置に関する投資紛争

第一九七条の規定に基づく義務に關する投資紛争にかかわらず、いづれの締約国も、自国の区域内に

おける他方の締約国の投資家の投資活動に関して特別な手続(例えば、登録の要件に従うこと)を定めることができる。ただし、当該手続は、この章の規定に基づく当該他方の締約国の投資家の権利を實質的に害するものであつてはならない。

第一〇八条 (一時的なセーフガード措置)(略)

第一〇九条 (信用秩序の維持のための措置及び経済全般又は為替相場の安定性を確保するための措置)(略)

第一一〇条 (取用を構成する租税に係る課税措置)(略)

第一一一条 (環境に関する措置)各締約国は、自国の環境に関する措置の緩和を通じて投資を奨励することが適当でないことを認める。各締約国は、自国の区域内における投資活動を奨励する手段として環境に関する措置の適用の免除その他の逸脱措置を行わないものとする。

第一一二条 (利益の否認)

第一一三条 (投資に関する小委員会)(略)

第一一四条 (見直し)

第九章 自然人の移動

第一一五条 (適用範囲)(略)

2 この章の規定は、両締約国の雇用市場への進出を求める自然人に影響を及ぼす措置及び永続的な市民権、居住又は雇用に関する措置については、適用しない。

3 (略)

第一一六条—**第一二二条** (略)

第一〇章 知的財産

第一二二条 (一般規定) 1 両締約国は、この章の規定及び両締約国が締結している国際協定に従い、知的財産の十分にして効果的かつ無差別的な保護を与え、及び確保し、知的財産の保護に関する制度の効率性をなかつ透明性のある運用を促進し、並びに侵害、不

正使用及び違法な複製に対する知的財産権の行使の他の措置をとる。

2 この章に規定する知的財産とは、次のすべての種類の知的財産をいう。

(a) 第一三〇条から第一三七条までの規定の対象となるもの

(b) 貿易関連知的財産権又は貿易関連知的財産権協定に規定する関連する国際協定に基づくもの

3 両締約国は、知的財産の保護に関する国際的な基準について定める国際協定の重要性を認識する。

4 両締約国は、次の国際協定及び次に引用した国際協定の規定に定める義務を履行することについての約束を再確認する。

(a) 貿易関連知的財産権協定

(b) パリ条約第一条から第一二条まで及び第一九条の規定

(c) **第一二三条**—**第一二七条** (略)

第一二八条 (知的財産の保護についての啓発の促進) 両締約国は、知的財産の保護についての啓発(知的財産の使用及び知的財産権の行使についての教育及び普及の計画を含む)を促進するための必要な措置をとる。

第一二九条—**第一三四条** (略)

第一三五条 (植物の新品種) 1 両締約国は、国際的な基準に基づく方法で植物の新品種を保護することの重要性を認識する。このため、各締約国は、植物の新品種に関連する権利が十分に保護されることを確保する。(2、3、略)

第一三六条 (不正競争) 1 各締約国は、不正競争に対する効果的な保護について定める。(2、3、略)

第一三七条—**第一四〇条** (略)

第一四一条 (権利行使に関する一般規定) 両締約国は、知的財産権の行使のための効果的かつ適当な手段を提供する貿易関連知的財産権協定に基づく自国の義務を再確認する。両締約国は、知的財産権が私権であること、権利者がその間の協力が知的財産権を効果的に行使するために極めて重要であるとの見解を共有する。当該協力は、権利者が知的財産権の侵害に対して法的措置をとるに当たり、権限のある当局に支援を行うことを含めることができる。

第一四二条 (中小企業による知的財産権の取得に対する支援)

第一四三条 (知的財産に関する小委員会) 九

第一四四条 (安全保障のための例外)

(略)

務を再確認する。両締約国は、知的財産権が私権であること、権利者がその間の協力が知的財産権を効果的に行使するために極めて重要であるとの見解を共有する。当該協力は、権利者が知的財産権の侵害に対して法的措置をとるに当たり、権限のある当局に支援を行うことを含めることができる。

第一四二条 (中小企業による知的財産権の取得に対する支援)

第一四三条 (知的財産に関する小委員会) 九

第一四四条 (安全保障のための例外)

第一一章 政府調達

第一四五条—**第一四六条** (略)

第一二二章 競争

第一四七条—**第一五〇条** (略)

第一五一条 (第八条及び第一四章の規定の不適用)(略)

第一二二章 協力

第一五二条 (基本原則) 1 両締約国は、経済的活力の増進及び経済のぜい弱性の減少に支えられた衡平かつ持続可能な発展の重要性を認識して、貿易及び投資を円滑にし、及び拡大し、両締約国間の観光を振興し、並びに両締約国、大メコン河流域地域及びアジア全体の人々のために持続可能な発展及び生活の質の更なる向上を促進するため、この協定に基づく協力であつて相互の利益に資するものを発展させ、及び拡大する。

2 両締約国は、両締約国の民間部門による活発な国際的活動並びにアジア地域における両締約国の活力及び地理的位置を認識して、アジア地域における新たな市場の経済的及び社会的発展に肯定的な影響を及ぼすような方法によつて協力する。

第一五三条—**第一五七条** (略)

第五八条(次章の規定の不適用)(略)

第四章 紛争解決

第一五九条(適用範囲) 1 この協定に別段の定めがある場合を除くほか、この章の規定は、この協定の解釈又は適用に関する両締約国間の紛争の解決について適用する。

2 この章のいかなる規定も、両締約国が締結している他の国際協定により利用可能な紛争解決手続を利用する両締約国の権利を害するものではない。

3 この規定にかかわらず、特定の紛争に關し、この章の規定又は両締約国が締結している他の国際協定に従つて紛争解決手続が開始された場合には、当該特定の紛争に關し当該紛争解決手続以外の紛争解決手続を利用することはできない。ただし、別個の国際協定に基づく権利又は義務で実質的に異なるものについて争われるときは、この限りでない。

4 3の規定は、特定の紛争に關し、二以上の紛争解決手続を利用することにつき両締約国が明示的に合意する場合には、適用しない。

第一六〇条(協議) 1 一方の締約国は、この協定の解釈又は適用に關するいかなる問題についても、他方の締約国に対し書面により協議を要請することができる。

2 一方の締約国が1の規定に基づいて協議の要請を行う場合には、他方の締約国は、問題の迅速なかつ満足すべき解決を図るため、当該要請に迅速に応ずるものとし、当該要請を受領した日の後三〇日以内に誠実に協議を開始する。

第一六一條(調停又は仲介) 1 いずれの締約国も、あつせん、調停又は仲介を随時要請することができる。いづれの手続も、両締約国が合意する場合に、いつでも開始することができるものとし、また、いづれかの締約国の要請により、いつでも終了することができる。

2 両締約国が合意する場合には、この章に定める仲裁裁判手続の進行中においても、あつせん、調停又は仲介を継続することができる。

第一六二條(仲裁裁判所の設置) 1 第一六〇條の規定に基づいて協議を要請した締約国であつて申立てを行うものは、次のいずれかの場合には、他方の締約国に対し書面により仲裁裁判所の設置を要請することができる。ただし、申立てを受ける当該他方の締約国がこの協定に基づく義務の履行を怠つた結果又は当該義務に反する措置をとつた結果、申立てを行つた締約国が、この協定に基づいて直接又は間接に自国に与えられた利益が無効にされ、又は侵害されてゐると認めることを条件とする。

(a) 協議の要請を受けた当該他方の締約国が協議の要請を受領した日の後三〇日以内に協議を開始しない場合

(b) 協議の要請が受領された日の後六〇日以内に両締約国が協議により紛争を解決することができない場合

2 この条の規定による仲裁裁判所の設置の要請には、次の事項を明記する。

(a) 問題となつてゐる特定の措置

(b) 違反があつたとされるこの協定の規定その他關連するこの協定の規定を含む申立ての法的根拠

3 各締約国は、仲裁裁判所の設置の要請を受領された日の後三〇日以内に一人の仲裁人を任命し(自国民を任命することができる)、及び裁判長となる第三人の仲裁人の候補者を三名まで提案する。第三の仲裁人は、いづれかの締約国の国民であつてはならず、いづれかの締約国の日常の住居を有してはならず、及びいづれかの締約国により雇用されてはならない。両締約国は、仲裁裁判所の設置の要請を受領された日の後四十五日以内に、3の規定に従つて提案した候補者を考慮して、第三の仲裁人の任命を合意に行う。

5 いづれかの締約国が3の規定に基づく仲裁人の任命を行わなかつた場合又は両締約国が4の規定に基づく第三の仲裁人の任命を合意により行うことができない場合には、当該仲裁人又は当該第三の仲裁人は、3に規定する三〇日又は4に規定する四五日の後の七日の期間内に、3の規定に従つて提案された候補者の中からくじで選ばれる。

6 仲裁裁判所は、適切な技術的又は法的知見を有する仲裁人から構成すべきである。

第一六三條(仲裁裁判所の任務) 1 前条の規定により設置される仲裁裁判所は、

(a) 必要に応じて両締約国と協議すべきであり、また、両締約国が相互に満足すべき解決を図るための十分な機会を与えるべきである。

(b) この協定及び適用可能な国際法の規則に従つて裁定を下す。

(c) 裁定においては、その理由を付し、並びに法及び事実に關する認定を行う。

(d) (c)の認定とは別に、第一六六條の規定との関連において、その実施方法についての提案を裁定に含め、これを両締約国による考慮に付することができる。

2 仲裁裁判所は、必要かつ適當と認める関係情報の提供を両締約国に要請することができる。仲裁裁判所がそのような情報の提供を要請する場合には、両締約国は、迅速かつ十分にこれに應ずるものとする。

3 仲裁裁判所は、いかなる関係者に対しても情報提供を要請することができ、その意見を得るため、専門家の提供を要請することができる。また、問題の一定の側面についての意見を得るため、専門家が提起した科学上又は技術上の事項に關する事実に係る問題については、専門家に対し意見書の提出を要請することができる。仲裁裁判所は、いづれかの締約国の要請により又は自己の発意により、仲裁裁判手続を通じて仲裁裁判所を補佐する二人以

上の科学又は技術の分野における専門家、両締約国との協議の上選定することができる。ただし、専門家は、裁定その他の仲裁裁判所によるいかなる決定に際しても投票権を有しない。

4 仲裁裁判所の裁定の起草は、両締約国の参加なしに行われ、かつ、提供された情報及び行われた陳述を踏まえて行うものとする。

5 仲裁裁判所は、両締約国が裁定案、説明部分並びに仲裁裁判所の認定及び結論から成る。)の特定の部分を検討することができるようにするため、その設置の日の後九〇日以内に、両締約国に対し裁定案を提示する。仲裁裁判所は、当該九〇日の期間内に両締約国に対し裁定案を提示することができないと認める場合には、両締約国の同意を得て、当該期間を延長することができる。ただし、いかなる場合にも、仲裁裁判所の設置の日から両締約国への裁定案の提示の日までの期間は、一五〇日を超えないものとする。締約国は、裁定案が提示された日の後一五〇日以内に、仲裁裁判所に対し当該裁定案についての意見を書面によって提出することができる。

6 仲裁裁判所は、裁定案が提示された日の後三〇日以内に裁定を下す。

7 仲裁裁判所は、裁定その他の決定をコンセンサス方式によって行うよう努めるが、過半数による議決でこれを行うこともできる。

8 仲裁裁判所の裁定は、最終的なものであり、かつ、両締約国を拘束する。

第一六四条(仲裁裁判手続) 1 仲裁裁判は、非公開とする。
仲裁裁判所の評議、仲裁裁判所に提出された文書及び前条5に規定する裁定案は、秘密のものとして取り扱ふ。

3 2の規定にかかわらず、いずれの締約国も、紛争に関する見解について公に表明することができる。ただし、他方の締約国が秘密であると指定して仲裁

裁判所に提出した情報又は意見書については、これを秘密のものとして取り扱ふ。一方の締約国が秘密のものとして情報又は意見書を提出した場合は、他方の締約国は、当該情報又は意見書について公開し得る秘密でない要約を提出するよう要請することができる。そのような要請を受けた当該一方の締約国は、要請を受け入れ、そのような要約を提出するか、又は理由を示さなく要請を拒否することができる。

4 両締約国は、仲裁裁判手続における表明、陳述又は反論の場に出席する機会を与えられ、一方の締約国が仲裁裁判所に提出した情報又は意見書、裁定案の説明部分に関する意見、仲裁裁判所の質問に対する回答その他の事項から成る。)については、他方の締約国による利用を可能としなければならない。

第一六五条(仲裁裁判手続の終) 両締約国は、裁判長に対し共同で通報することにより、いつでも、仲裁裁判手続の終了について合意することができる。

第一六六条(裁定の実施) 1 申立てを受けた締約国は、第一六三条の規定による裁定を迅速に実施する。
2 申立てを受けた締約国は、裁定が下された日の後二〇日以内に、当該裁定を実施するための期間を申立てを行った締約国に通報する。当該申立てを行った締約国は、通報された期間が受け入れられないと認められる場合には、その問題を仲裁裁判所に付託することができる。

3 申立てを受けた締約国は、2の規定により特定された期間内に裁定を実施することができるし認められる場合には、相互に受け入れることができる代償を与えるため、当該期間の満了までに申立てを行った締約国と協議を開始する。当該期間の満了の日の後二〇日以内に満足すべき代償について合意されなかった場合には、当該申立てを行った締約国は、この協定に基づく譲許その他の義務の適用を停止する意向を有する旨を当該申立てを受けた締約国に通報

することができる。

4 申立てを行った締約国は、申立てを受けた締約国が2の規定により特定された期間内に裁定を実施していないと認める場合には、その問題を仲裁裁判所に付託することができる。申立てを受けた締約国が2の規定により特定された期間内に裁定を実施していないことが、仲裁裁判所により確認された場合し、申立てを行った締約国は、そのような確認が行われた日の後三〇日以内に、この協定に基づく譲許その他の義務の適用を停止する意向を有する旨を当該申立てを受けた締約国に通報することができる。

5 3及び4に規定する譲許その他の義務の適用の停止は、それらの規定による通報の日の後三〇日が経過した後に行うことができる。ただし、当該譲許その他の義務の適用の停止は、次のことを条件とする。
(a) 当該譲許その他の義務の適用の停止に関連する紛争について協議又は仲裁裁判手続が進行している間においては、行わないこと。
(b) 一時的なものであり、かつ、相互に満足すべき解決が両締約国間で得られ、又は裁定が実施されたときに解除されること。
(c) 裁定が実施されないことによる無効化又は侵害の程度と同等の程度に限定されること。

(d) 当該無効化又は侵害に関連する分野と同一の分野に限定されること。もつと、当該分野における譲許その他の義務の適用を停止することができず、又は効果的でない場合は、この限りでない。
6 申立てを受けた締約国は、申立てを行った締約国によるこの協定に基づく譲許その他の義務の適用の停止について3から5までに規定する条件が満たされていないと認める場合には、当該申立てを行った締約国に対し協議を要請することができる。当該申立てを行った締約国は、そのような要請の受領の日の後一〇日以内に協議を開始する。そのような要請の受領の日の後三〇日以内に両締約国が問題を解決

することができない場合には、当該申立てを受けた締約国は、その問題を仲裁裁判所に付託することができる。

7 この条に規定する仲裁裁判所は、できる限り、裁定の対象となつた問題を取り扱つた仲裁裁判所の仲裁人（以下この条において「当初の仲裁裁判所の仲裁人」という。）により構成する。当初の仲裁裁判所の仲裁人のいづれかがこの条に規定する仲裁裁判所の仲裁人となることができない場合には、当初の仲裁裁判所の仲裁人に代わつて第一六二条3から5までの規定に従つて任命される仲裁人を充てる。両締約国が異なる期間について合意しない限り、この条に規定する仲裁裁判所は、問題が付託された日の後六〇日以内に裁定を下す。この条に規定する仲裁裁判所の裁定は、最終的なものであり、かつ両締約国を拘束する。

第一六七条（費用）（略）

第一章 最終規定

第一六八条—第一七三条（略）

附属書一—七（略）